

支給は毎年6月、10月、2月
子どもの明るい未来をみんなで育もう

児童手当制度



「児童手当制度とは」

家庭における生活の安定とともに、次の社会を担う児童の健やかな成長に資する制度です。

支給対象

市内に居住し、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

児童手当の額

（1人当たりの月額）

3歳未満
一律 15,000円
3歳以上小学校終了前
（第1子、第2子）
第3子以降は 15,000円
中学生 一律 10,000円

申請は出生や転入から
15日以内に

③児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。

②父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に支給します。

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

助成の内容

1乗車につき中型及び小型タクシー初乗り運賃の利用券を毎年度1人につき5枚交付します。

申請に必要なもの

・障害者手帳・認め印

利用できるタクシー会社

- ・伊豆急東海タクシー
- ・株式会社栄協
- ・ヒフミ自動車（株）
- ・社会福祉法人春栄会ケアセンターウバメ櫛（介護タクシーシー）

問合せ先

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥）☎222216

せください）。原則として、申請した月の翌月分から手当を支給します。

もし、手続きが遅れてしまつた場合、さかのぼって支給はできませんので、申請は15日以内にお願いします。

6月は現況届の提出月 期限は6月30日（木）

重度心身障害者の方へ
タクシー利用料金を助成します

重度心身障害者に対し、初乗り運賃分のタクシー利用券を交付します。

対象者 市内在住で、在宅で生活をする身体障害者手帳1級、2級の方（聴覚障害を除く）、又は療育手帳Aの方

※ただし、左記に該当する方は対象外です。

・自動車税・軽自動車税の減免を受けている方

・社会福祉施設に入所している方

1乗車につき中型及び小型タクシー初乗り運賃の利用券を毎年度1人につき5枚交付します。

提出期限 6月30日（木）

対象者 所得税非課税世帯で

次にいずれかに該当し、現に

20歳に達する前日までの児童

を扶養している者

・配偶者と離婚、または死別

後現に婚姻していない

・配偶者の生死が不明

・配偶者から一年以上遺棄されている

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が一年以上拘禁され

ている

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が精神または身体に障害がある

母子家庭等医療費助成更新手続を忘れずに

7月からの受給資格の見直しを行うため、該当する方には6月中旬に申請書を送付し申請書を提出しない場合、助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

7月からの受給資格の見直しを行うため、該当する方には6月中旬に申請書を送付し申請書を提出しない場合、助成が受けられなくなりますのでご注意ください。